

# 令和8年度 太田市立西中学校 部活動方針

**1** 学校部活動の生徒への効果  
生徒の発達において、責任感や連帯感、互いに協力し合って友情を深めるといった人間関係の形成など、「社会に出た時の人間性」を経験・成長させる場として、効果的であると考えられる。

**2** 適切な休養日の設定<市方針3-(1)①>  
(1) 平日(月曜日)に1日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上の休養日を設定する。  
(2) 長期休業中は「原則、土・日曜日は休養日とする。」<市方針3-(1)②>  
但し、大会や練習試合で保護者の送迎が必要な場合、吹奏楽で講師による講習を依頼する場合など、特別な事情がある場合には土・日曜日の活動もやむを得ない。代替休養日の設定については授業日と同様とする。

**3** 活動時間(準備や片付け時間は除く。)の設定<市方針3-(1)③>  
(1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い「平日では2時間以内」、「学校の休業日では3時間以内」とする。  
(2) 土・日曜日の大会や練習試合等で、終日の活動となる場合でも生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し無理のないよう活動する。  
○完全下校時刻については、以下の通りとする。

月	完全下校時刻
4月 ~ 10月	18:00
11月 ~ 3月	17:30

**4** 平日の活動時間の延長について<市方針3-(1)③>  
(1) 完全下校時刻18時30分を越えない。  
(2) 「延長申請・承諾書」を校長に提出した希望者のみを参加対象とする。

**5** 朝練習は原則行わない。<市方針3-(3)>  
(1) 練習時間が十分とれない場合(2時間未満)は、県・市の方針に則り「平日では2時間以内」で実施可能とする。7時30分前には登校しない。  
(2) 実施する場合には希望者のみとし、さらに「朝練習申請・承諾書」を学校長に提出する。

**6** 安全管理と事故防止<市方針4>  
(1) 「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」の活用  
(2) 「熱中症予防運動指針」の活用

**7** 感染症対策について  
(1) 活動前の健康観察を徹底する。  
(2) 活動前、活動後には必ず手洗いをする。  
(3) 必要に応じてマスクの着用や共有物・共有箇所の除菌を実施する。

**8** その他(参照事項)  
・群馬県教育委員会「適正な部活動の運営に関する方針」(令和元年5月31日改正)  
・太田市教育委員会「太田市部活動方針」(令和6年1月)

<附則> 令和6年3月28日 改定  
令和7年3月17日 改定  
令和8年4月 1日 改定